様式２　管理運営状況評価書
【対象年度：平成24年度】　（　④社会体育施設　）

１　施設概要・利用情報　（単位：人、％、円、日）

番号	28	施設名	掛川市いこいの広場	担当課名	社会教育課

区分		内容　・　説明	
１　施設及び指定管理者の状況	(1)設置条例名	掛川市いこいの広場条例	
	(2)施設設置目的	掛川市民の集ういこいの場、屋外スポーツの拠点として設置された	
	(3)施設が有する設備、機能の概要	野球場(18500㎡、両翼92m、中堅120m、観客席7000席)、多目的広場(15000㎡野球場2面、ナイター設備有)、テニスコート(砂入り人工芝5面、ナイター設備有)、管理棟、駐車場(450台)	
	(4)施設建設年度	昭和52年度	
	(5)耐震性能の有無	有	
	(6)将来予想される改修経費（想定年度と費用見込み）	野球場全面改修（平成28年度）	テニスコート人工芝補修
	(7)指定管理者名	特定非営利活動法人　掛川市体育協会	
	(8)指定期間	平成24年4月1日　から　平成29年3月31日　まで	
	(9)施設の管理運営形態	③指定管理料＋利用料金併用制度	
	(10)自主事業の有無	☑ 実施あり　☐ 実施なし　※実施ありの場合は、収支状況を３－(3)欄に記入のこと。	
	(11)指定事業の有無	☐ 実施あり　☑ 実施なし　※実施ありの場合は、収支状況を３－(3)欄に記入のこと。	
	(12)事業報告書提出の有無	☐ 提出あり（地自法第244条の2第7項による提出義務）　☐ 提出なし	
	(13)利用者満足度調査等実施の有無	☑ 実施あり　☐ 実施なし　※実施ありの場合、（直近の実施年度　平成　　年度）	

区分				H22実績	H23実績	H24実績	H25当初	備考
2 利用状況	(1)施設利用者数			59,297	57,039	68,867		
	（施設・設備ごと）	野球場		8,964	7,481	9,412		
		多目的広場		11,814	14,576	15,892		
		テニスコート		18,846	19,254	21,398		
		観客数		19,673	15,728	22,165		
	(2)稼働率（利用率）							↓備考欄に算定式を記入してください↓
	（施設・設備ごと）	野球場	A平日昼間			10.8%		算出式：利用面数／（利用可能面数2×営業日数）　4月分
			B平日夜間					
			C土日祝昼間			87.5%		算出式：利用面数／（利用可能面数2×営業日数）　4月分
			D土日祝夜間					
		多目的広場	A平日昼間			19.6%		算出式：利用面数／（利用可能面数4×営業日数）　4月分
			B平日夜間			35.7%		算出式：利用面数／（利用可能面数2×営業日数）　4月分
			C土日祝昼間			59.4%		算出式：利用面数／（利用可能面数4×営業日数）　4月分
			D土日祝夜間			6.3%		算出式：利用面数／（利用可能面数2×営業日数）　4月分
		テニスコート	A平日昼間			39.8%		算出式：利用面数／（利用可能面数26×営業日数）　4月分
			B平日夜間			88.5%		算出式：利用面数／（利用可能面数26×営業日数）　4月分
			C土日祝昼間			69.2%		算出式：利用面数／（利用可能面数26×営業日数）　4月分
			D土日祝夜間			36.0%		算出式：利用面数／（利用可能面数26×営業日数）　4月分

2 利用状況	（施設・設備ごと）		A平日昼間					
			B平日夜間					
			C土日祝昼間					
			D土日祝夜間					
			A平日昼間					
			B平日夜間					
			C土日祝昼間					
			D土日祝夜間					
			A平日昼間					
			B平日夜間					
			C土日祝昼間					
			D土日祝夜間					

区分			H22実績	H23実績	H24実績	H25当初	備考
3 管理・運営状況	(1)指定管理者名		NPO法人　掛川市体育協会	NPO法人　掛川市体育協会	NPO法人　掛川市体育協会	NPO法人　掛川市体育協会	※1-(7)　現在の指定管理者と異なる年度のみ記入
	(2)利用者一人当たりの運営経費		253	262	228		
	(3)運営日数		311	311	307		
	(4)運営人員	①正規職員	2.0	2.0	2.0	2.0	※指定管理者の組織構成員全体の人数ではなく、当該指定管理施設で働いている実人数を記入してください。
		②臨時職員	3.0	3.0	3.0	3.0	

2　施設管理に係るコスト情報

（単位：円、%）

区分		H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25当初予算額	備考
	①人件費	11,682,000	11,740,000	12,090,000	11,510,000	
	②印刷費	0	0	0	0	
	③通信費	303,218	294,704	295,139	220,000	

(1)運営コスト(A)	④事務用品、旅費、図書費など	△ 314,637	18,199	101,828	95,000	
	⑤借上料	2,157,789	1,775,409	1,839,974	1,841,000	
	⑥保険料、消費税(租税公課)等	616,550	611,860	704,140	602,000	
	⑦その他(支払手数料、広告宣伝費、一般管理費、雑費)	565,390	522,230	699,980	680,000	
	計	15,010,310	14,962,402	15,731,061	14,948,000	
	対前年度増減率		△ 0.3	5.1	△ 5.0	
区分		H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25当初予算額	備考
(2)施設コスト(B)	①管理委託費(外注費)	2,383,710	2,452,065	2,381,610	2,457,000	
	建物管理委託	2,383,710	2,452,065	2,381,610	2,457,000	
区分		H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25当初予算額	備考
(2)施設コスト(B)	②修繕費	545,908	600,075	502,825	300,000	
	③光熱水費	6,737,169	6,894,856	7,079,654	6,690,000	
	④燃料費	471,479	411,007	428,027	450,000	
	⑤清掃費	0	0	0	0	
	⑥保守点検費	0	0	0	0	
	⑦その他(施設消耗品)	1,049,424	1,121,595	1,250,178	1,710,000	
	計	11,187,690	11,479,598	11,642,294	11,607,000	
	対前年度増減率		2.6	1.4	△ 0.3	

(3)トータルコスト（施設管理費　合計）（A）＋（B）	26,198,000	26,442,000	27,373,355	26,555,000	
(4)合計のうち運営コストの割合	57.3	56.6	57.5	56.3	
(5)施設の収入　※1）下記3に入力する	6,599,250	7,572,230	8,098,050		
(6)運営コストのうち利用料収入の割合	44.0	50.6	51.5		

３　収支差額の状況　　注)【指定管理料施設は(1)欄に、利用料金制度又は両制度併用施設は(2)欄に記入。また、自主事業を実施している施設は(3)欄に記入】

(1)指定管理料のみで運営している施設　（単位：円）

区分	H22決算額	H23決算額	H24決算額	備考
a) 施設使用料収入	6,599,250	7,572,230		※施設使用料は、掛川市へ収入される
b) 指定管理料	26,198,000	26,442,000		
収支差額　a）－b）	△ 19,598,750	△ 18,869,770	0	

(2)利用料金制度施設又は指定管理料・利用料金併用制度施設　（単位：円）

区分	H22決算額	H23決算額	H24決算額	備考
a) 施設利用料金収入	0	0	8,098,050	※施設利用料金は、指定管理者へ収入される
b) 収支差額（　a－トータルコスト）	0	0	△ 19,275,305	
c)　bに対する市の支出額（指定管理料）	0	0	19,995,000	

(3指定事業及び)自主事業の状況　（単位：円）

区分	H22決算額	H23決算額	H24決算額	備考
a) 指定事業の収入	0	0	0	
b) 指定事業の支出	0	0	0	
収支差額　a）－b）	0	0	0	
c) 自主事業の収入	252,576	327,188	368,780	※自販機手数料収入は、「さんりーな」へ含まれる
d) 自主事業の支出	13,570	5,381	4,440	
収支差額　c）－d）	239,006	321,807	364,340	

４　施設管理所管課（市担当者）としての見解と改善提案

検討項目	現状分析と課題	左記課題を解決するための改善提案（いつから、誰が、何を、どうする）
⑴　施設の収支差額の改善について 【行革推進係から】 いくら公の施設とはいえ、毎年巨額の収支差額を生じ、不足分を市民の税金で賄うことが果たして適正な経営といえるのでしょうか？ 知恵と工夫により、少しでも収支バランスを改善することを念頭に、類似施設の統廃合も含めて、施設運営のあり方を考えましょう。	当該施設における年間使用料減免率は年間使用料収入額（減免額含む。）の約3.5％で然したる影響は無い。 また、収支差額は黒字でその額が指定管理者収入になったことは、指定管理者の経営努力に対するインセンティブの一つとして認めなければならないと考えるが、黒字が年々増額するようであれば検討する必要がある。	次回、平成29～33年度5ヶ年の指定から「収支差額が黒字になった場合、次年度指定管理料を指定管理者に支障が出ない範囲で減額する。」又は「黒字を指定管理者に支障のない範囲で市に納付させる。」といった制度を設けて協定書に明記する。
⑵　利用者数の増加について 【行革推進係から】 一部の人しか使わない割りに、毎年たくさんの指定管理料が支払われていませんか？ より多くの利用者を獲得するために、市としてどんな事業展開を考えますか？	当該施設の利用者数実績は施設規模を勘案しても問題無い。これ以上、スポーツ振興を目的とした市のイベントを増やすと一般開放の利用者に支障が出て逆にマイナス効果になると考えられる。	現状維持。
⑶　利用者の満足度向上について 【行革推進係から】 市の政策目的の達成に見合う事業が行われているでしょうか？ 毎年決まった事業内容やイベント等でなく、利用者の関心を引きつけ、魅力ある施設運営をめざしましょう。	指定管理者は随時、利用者を対象に施設使用改善を目的とした意見聴取（アンケート等）を行って可能な限り意見を反映させており、常に利用者に愛される施設運営を心掛けているため問題無いと考える。	現状維持。

５　その他自由意見